

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社を支えているステークホルダーとの信頼関係を構築・維持し、継続して企業価値を向上させる会社を目指しております。これを実現するためには、経営の健全性、透明性、効率性を確保することが不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題のひとつとして位置付けております。

本基本方針に基づく当社のガバナンス体制につきましては、本報告書「II-2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」をご覧ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-8】（独立社外取締役の有効な活用）

現在、当社のコーポレートガバナンス体制を最適なものとするべく、当該体制の再構築について検討を行っております。独立社外取締役の増員につきましてもこの一環として検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）

＜政策保有に関する方針＞

当社は、良好な取引関係の継続及び長期的な信頼関係の構築等、中長期的な企業価値向上に資する取引先の株式を政策保有株式として保有しております。

当該保有株式の保有継続又は新規株式の取得の要否につきましては保有目的、株価、市場動向等から定期的かつ継続的に見直します。

＜政策保有株式に係る議決権行使の基準＞

政策保有株式の議決権の行使につきましては、保有先の経営方針、業績等の経営状況、議案の内容等を精査し、それが株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行使いたします。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）

当社と取締役、監査役及びその近親者との取引について、定期的取引の有無に関する調査を実施しております。取締役による自己取引、利益相反取引その他重要な取引を行う場合は取締役会の承認を必要とし、また、取引後は遅滞なく当該取引について取締役会へ報告することとしており、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう、その合理性・妥当性を確認しております。

【原則3-1】（情報開示の充実）

(i) 会社の目指すところ（企業理念等）や経営戦略、経営計画

＜企業理念＞

当社は会社の企業理念、行動指針を策定し、当社ウェブサイトに掲載しています（<http://www.eizo.co.jp/company/code/>）

＜経営戦略・経営計画＞

当社は2015年度を初年度とする第五次中期経営計画（3カ年）を策定しております。本第五次中期経営計画の詳細は当社ウェブサイトに掲載しております（<http://www.eizo.co.jp/ir/plan/index.html>）。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社の基本的な考え方は、本報告書の「I-1.基本的な考え方」に記載の通りです。

また、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に沿い、継続的にコーポレートガバナンスを充実させることを基本方針としております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社の取締役報酬については、固定報酬と業績連動報酬により構成されています。固定報酬については、職務責任、業界あるいは同規模の他企業の水準、従業員給与との均衡等を勘案し定めております。

業績連動報酬は、本業の収益力と連動させたインセンティブとするため、連結営業利益を基準とした報酬総額に取締役会で決定した役位ごとの係数を乗じた額を支給しております。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、固定報酬のみとしております。

また、上記の報酬体系は会社の成長に向けた健全な動機づけに資すると考えており、自社株を用いた報酬制度（ストックオプション制度）については導入していませんが、中長期の業績を反映する観点から、取締役は月額報酬の中から一定額を拠出することで自社株を購入し、在任期間中そのすべてを保有しています。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役・監査役候補者については、法令上求められる適格要件を満たすほか、会社経営に関する能力・経験及び人格・見識に秀でる者を指名しております。

社外役員については、上記に加え、客観的で多様な視点から会社経営と業務執行に対する監督・監査を実施できる者を指名しております。

また、取締役・監査役以外の経営陣幹部については、担当業務に関する能力・経験から会社の事業成長への貢献が期待できる者を選任しております。

取締役・監査役候補者の指名及びこれ以外の経営陣幹部の選任については、取締役会で決議しております。

(v) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役及び社外監査役の選任理由は、本報告書「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載の通りです。

なお、今後、社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役の選任理由については選任議案を上程する株主総会参考書類で開示する予定です。

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲の概要)

当社では、法令・定款の定めにより決議すべき事項及び、経営に影響を及ぼす重要な事項として取締役会で決定すべき事項を取締役会規程で定めております。それ以外の業務執行の権限については、社内規程により各職位別に明確化しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、客観的に透明性のあるガバナンスの確保のためには、社外取締役及び社外監査役が十分な独立性を有していることが必要であると考えており、次の「社外役員の独立性基準」を定めております。

社外役員の独立性基準

1. 当社の取締役会は、当社の社外役員及び社外役員候補者が現在及び直近3事業年度において、以下の各号のいずれにも該当しないと判断される場合は、独立性を有するものと判断する。

- (1) EIZOグループの取引先であって、その取引額がEIZOグループ又はその取引先の連結売上高の2%を超える額である場合の当該取引先又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者(※)
- (2) EIZOグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他債権者又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- (3) EIZOグループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- (4) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有する株主)又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- (5) EIZOグループの現在の会計監査人である監査法人の代表社員、社員、パートナー又は従業員。又は、直近3事業年度においてEIZOグループの会計監査人である監査法人に所属し監査業務を実際に担当していた者。
- (6) EIZOグループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者又は監査役。
- (7) EIZOグループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体の役員及び当該寄付に関わる研究・教育その他の活動に直接関与する者)
- (8) 上記(1)～(7)に該当する業務執行者等の配偶者又は2親等内の親族
- (9) 前各号のほか、当社又は一般株主と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

(※) 業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員その他これらに類する者及び使用人のことをいう

2. 本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

3. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力・バランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は現在6名で構成されております。

当社は、事業規模、事業形態等を考慮した上で、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保し、当社に最適な取締役会となるような人員構成としております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の兼務状況)

取締役及び監査役の重要な兼職状況は定時株主総会招集ご通知の事業報告及び株主総会参考書類において開示しておりますのでご参照ください。

第48回定時株主総会招集ご通知は以下のURLにおいて開示しております。

http://www.eizo.co.jp/ir/invitation/48_invitation.pdf

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要)

取締役会は、取締役会の構成や運営等について、社外取締役を含めた取締役各自の評価もふまえて審議し、実効性の評価を実施しております。

当該評価の結果、当社の取締役会は、経営上の重要事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていること確認しております。

また、当該評価においては今後ガバナンス体制の再構築の検討や事業環境の変化等の中で取締役会のあり方についても引き続き検討していく必要があることが確認されました。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

社外取締役、社外監査役は、当社グループについての理解を深めるため、事業概要、財務情報、組織等について就任後適時に担当役員等から説明を受けることとしております。

また、取締役及び監査役は経営監督・監査機能を果たすために必要な、経済情勢、業界動向、財務会計、コンプライアンス等の事項に関し、社内及び外部機関等から情報の提供を受けることとしております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには株主・投資家との信頼関係を構築していくことが重要であると認識しており、そのための積極的な対話を行ってまいります。

具体的には、IR担当役員が株主との対話全般について統括管理し、また、IR活動を担当するIR担当部門を設置し、株主との対話に向けたIR活動を実施しております。活動内容として決算説明会、中期経営計画説明会、個人投資家向け説明会等の開催により対話の充実をはかってまいります。

このような対話を通して把握した株主からの意見・要望等については、IR担当部門から経営陣及び関連部門に適宜報告されています。

なお、IR担当部門は、対話を充実させるため、経営企画、経理・財務、開発、営業等の関連部門から必要な情報提供を受ける等の連携をはかって

おります。また、当活動に係るインサイダー情報については、インサイダー取引防止に関する社内規程に基づき厳重な管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社北陸銀行	794,900	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	751,100	3.30
株式会社北國銀行	744,900	3.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	737,800	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	735,300	3.23
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲2号)	675,240	2.97
村田ヒロシ	670,840	2.95
株式会社ヒロアキコーポレーション	567,600	2.50
株式会社ハツキコーポレーション	567,600	2.50
村田直樹	480,040	2.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

当社は、自己株式を1,410,357株所有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 正晃	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 正晃	○	鈴木氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社みずほ銀行に在籍していました。2015年3月末日現在、同行から651百万円の借入金がありますが、当該金額は連結総資産の0.6%と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役に選任しています。また、取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社内部監査部門である監査室による内部監査に適宜立会っており、監査室は監査役の要請に基づき、内部監査結果について監査役に報告を行っております。また、監査役は会計監査人の監査に立会い、当社と会計監査人で行われる各種の協議に同席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上野 英一	他の会社の出身者										△			
久保 雅史	弁護士													
井上 純	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 英一	○	上野氏は、当社の主要取引銀行の一つである株式会社北陸銀行の出身者です。2015年3月末日現在、同行から1,302百万円借入金がありますが、当該金額は連結総資産の1.2%と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	金融機関における豊富な経験があり、経理・財務に関して十分な知見を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役に選任しています。また、取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
久保 雅史	○	――	弁護士として高い見識と幅広い経験を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役に選任しています。また、取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
		井上氏は、過去において当社の取引先で	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広

井上 純	○	ある株式会社村田製作所の業務執行者でありました。前事業年度における当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引金額の割合は、いずれも0.1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	い知見を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役に選任しています。また、取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

「事業年度ごとの連結営業利益の2%以内(上限を200百万円とする)」とする業績連動報酬(利益連動給与)を導入しております。なお、本利益連動給与の支給対象は社外取締役を除く、当社の業務執行に係る取締役に限るものとしております。また、平成28年3月31日に終了する事業年度の利益連動給与の算定方法については以下のとおりです。
(算定方法)
利益連動給与＝連結営業利益×2%×(各取締役の役位別支給ポイント÷支給対象となる全取締役の支給ポイント合計)
※各取締役の役位別支給ポイント等については、直近の有価証券報告書を参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

直前事業年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)における取締役及び監査役の報酬等の額
取締役(6名)に支払った報酬233百万円(うち社外取締役1名に支払った報酬 6百万円)
監査役(4名)に支払った報酬22百万円(うち社外監査役3名に支払った報酬 19百万円)
(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬(利益連動給与)で構成されており、その額及び算定に関しては、役員報酬規程に基づき、役職、兼務の状況に応じて報酬額を決定することとしております。
取締役の固定報酬は、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
取締役の業績連動報酬は、平成27年6月19日開催の第48回定時株主総会において、「事業年度ごとの連結営業利益の2%以内(上限を200百万円とする。)」と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第34回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役は取締役会等の重要会議の出席に際して、担当部門から資料の配付を受け、また、重要議案に関しては事前説明を受けております。

社外監査役は、監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査室との定期的な打合せや随時の情報交換を行い、社外取締役も必要に応じこれに同席することにより、相互に連携しながら監督・監査を行っております。当社の内部統制を担当する部門は、必要に応じて情報提供を行う等、これらの監督・監査に密に協力しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役は6名であります。そのうちの1名は特別な利害関係がなく独立性の高い社外取締役であり、客観的かつ中立的立場で経営に関わる重要な事項につき意思決定を行うとともに、業務執行を監督しております。迅速な意思決定を通じて新しい事業環境に適応能力のある取締役会を目指しており、取締役会は毎月1回及び必要に応じて臨時に開催しております。当社経営の意思決定に関わる重要事項はすべて付議され、業務執行状況も随時報告されております。

(経営会議)

戦略決定の迅速化、重要な事項・課題への対応、業務執行状況等についての検討又は報告を目的として、必要に応じて経営会議を開催しております。本経営会議は、取締役(社外取締役を除く)、常勤監査役及び執行役員により構成されております。

(執行役員制度)

当社は、経営の監督と業務の執行を分離し、業務の執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しており、当社の監査役は3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)であり、すべて社外監査役であります。監査役会は3か月に1回及び必要に応じて臨時に開催しております。各監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画等に従い、業務執行や財産の状況を監査し、監査役会へ報告しております。

(内部監査体制)

当社は内部監査部門として、社長直属の組織である監査室を設置しております。監査室は、監査方針を定めた「内部監査基本規程」に則り、社長承認を受けた年間監査基本計画に基づき、内部監査を実施しており、その内部監査の結果はすべて社長へ報告されております。加えて、監査室は監査役を補助する業務に従事しており、監査役監査、内部監査間の連携強化を図っております。

(会計監査人)

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社として上記2. の体制を整備することにより、迅速な意思決定・業務執行の強化を図るとともに、経営の透明性の確保や経営監視の機能の充実が可能と考え、現状のガバナンス体制を採用しております。

なお、社外取締役は取締役会などの重要会議に出席し、豊富な経験と幅広い知見に基づき質問、助言を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を監督しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社株主が株主総会での決議事項の内容や当社営業状況などを十分に検討できる期間が確保できるよう早期発送を心がけており、平成27年6月19日開催の第48回定時株主総会(平成27年3月期)の招集通知は、株主総会開催日の3週間前の5月29日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社株主が株主総会に参加しやすいよう、一般的な集中日を回避した開催を心がけており、第48回定時株主総会(平成27年3月期)は平成27年6月19日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関の議決権行使サイトを利用した電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	株主総会後に株主懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末及び期末決算発表時に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他の開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員： 代表取締役副社長 田邊 農 IR担当部署： IR室 IR事務連絡責任者： 経理部長 兼 IR室長 有生 学	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ステークホルダー(株主・取引先・社員・地域)との高い信頼関係を構築する」ことを当社の行動指針の一つとして定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境基本方針に基づき環境マネジメントシステムを確立し、全社で環境管理体制を築いております。具体的な環境保全活動及びCSR活動については、「CSR報告書」を作成し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、ステークホルダーに対する公平かつ正確な情報提供について定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

当社を支えているステークホルダーとともに、継続して適正な成果を生み出す会社を目指しております。
また、業務の有効性と効率性の追求、コンプライアンス、信頼できる財務報告書作成のためには、内部統制システムの構築・整備が不可欠であると認識し、重要な経営課題の一つと位置付けております。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において下記のとおり定めています。

1. 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役職員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

- イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
 - ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。
 - ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- 二. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
 - ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
 - ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- 二. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

3. 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

- イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。
- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
- ハ. 事業継続活動に関しては、リスクマネジメント委員会において事業継続計画(BCP)を策定し、リスク発生の際には迅速かつ的確に対応する。

4. 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。

- イ. 取締役会：定時取締役会は毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
 - ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
 - ハ. 経営会議：常勤取締役、執行役員及び常勤監査役を構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
- 二. グループ会社の業務執行状況については定時取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が監査を実施する場合、内部監査部門は、その監査が効率的に遂行されるよう監査役の業務を補助する。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査役の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査役に報告する。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席するほか、常勤監査役は経営会議等をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。

監査役の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「EIZOグループ行動指針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない」、「反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然として対応し、その活動を助長する行為に関与しない」旨を定めており、これを遵守するよう周知徹底しております。

また、総務部が統括部門となり、反社会的勢力や団体に関する情報収集、警察や弁護士との連携など反社会的勢力や団体との関係を遮断するための取組みに努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な十分な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

今後とも、これまで培ってきた映像技術を活かし、他社の追従を許さない魅力的な付加価値を商品に付与してまいります。また、当社グループの事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強い相乗効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aも検討いたします。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト(<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2013/DC13-004.pdf>)に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

(4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記(1)で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ. 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとした全てのステークホルダー(利害関係者)に対し、適時・適切に情報を開示し、説明責任を果たすことが重要であると考えております。このために、東京証券取引所の適時開示規則を遵守してまいります。

また当社は、当社グループ役員・社員の事業活動における判断・評価又は行為の拠るべき基準として「EIZOグループ行動指針」を定めており、この中で適時開示に係る方針について「経営の公正と透明性を維持するために、ステークホルダーに対し適切かつタイムリーに情報を開示します」と記し、社内への周知徹底を図っております。

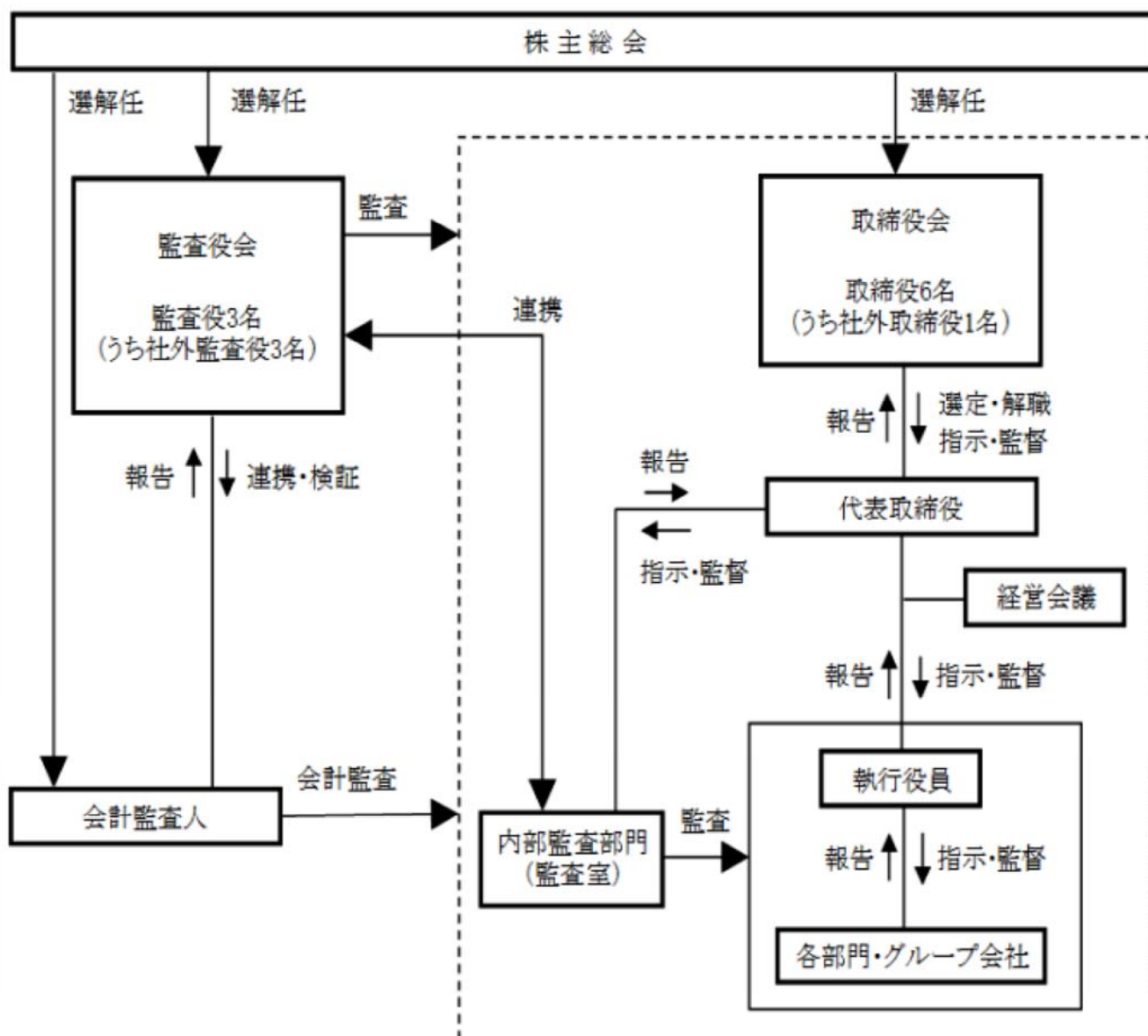
当社は、上場会社としての社会的責任を果たすために、今後とも、適時適切な会社情報の提供に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の公正かつ適時適切な開示を行うために、総務担当役員を「総括情報管理責任者」に定めております。「総括情報管理責任者」は会社情報を一元的に把握・管理し、的確な経営判断のもと、情報開示を指示する役割を担っております。会社情報の開示にあたっては、「総括情報管理責任者」が「情報取扱責任者」である総務部長に対して開示を指示し、その指示に基づいて「情報取扱責任者」が開示を実施しております。

なお、会社情報の適時適切な開示を行うにあたり、決定事実につきましては、取締役会で審議を行い、その決定・承認を経て「情報取扱責任者」が開示を実施しております。また発生事実につきましては、事実確認を行った後、「総括情報管理責任者」の指示に基づき、「情報取扱責任者」より速やかに情報開示を行っております。

〈コーポレート・ガバナンス体制の模式図〉



〈適時開示体制に関する模式図〉

